

◎厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

(平成一九年七月六日法律第一一一号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年五月三〇日・衆議院厚生労働委員会)

○谷畑議員　それでは、ただいまから厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案について、提案の理由及び内容説明をしていきたい、このように思っております。

年金記録処理については、基礎年金番号に統合されていない記録が残っていることなどをめぐり、国民の間に不安が広がっております。政府においても、社会保険庁改革を進めるに当たって、年金記録について包括的かつ徹底的な対応策を取りまとめ、年金記録処理に対する国民の信頼の回復を図ることとしております。

それにあわせ、政府・与党一体となった検討の結果、年金記録の訂正に伴う増額分の年金の支給が時効によって消滅する不利益を解消し、政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定を定める等の特別の立法措置を講ずることとした次第でございます。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、社会保険庁長官は、施行日において厚生年金保険及び国民年金の受給権者または受給権者であった者について、年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた場合においては、その年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、年金を支払うものとしております。

第二に、施行日後に受給権を取得した者に対し支払い期月ごとに支払われる厚生年金保険及び国民年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第三十一条の規定を適用せず、援用を要するものとしております。

第三に、政府は、年金個人情報について、被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成一九年五月三一日)

○櫻田義孝君　ただいま議題となりました各案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、年金記録処理に対する国民の信頼を回復するため、記録の訂正に係る年金の

支給について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十九日本委員会に付託され、翌三十日提出者谷畑孝君から提案理由の説明を聴取し、次いで、内閣の意見を聴取した後、質疑に入り、同日質疑を終局しました。次いで、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一九年六月三〇日）

○鶴保庸介君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案は、政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案の審査を一括して行い、参考人からの意見聴取や社会保険業務センター等における年金記録管理の実情の視察を行うとともに、未統合の年金記録問題が生じた要因及び責任の所在、未統合年金記録の統合作業の進め方、総務省に設置する第三者委員会の役割、社会保険庁を廃止し日本年金機構を創設する理由、年金事務費の財源と使途の在り方、国民年金保険料納付率の向上に向けた取組等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

三法律案に対する質疑の終局を諮ったところ、異議がありましたので、採決により質疑の終局を決定いたしました。

次いで、討論に入り、採決により討論を終局することを決定いたしました。

続いて、三法律案を順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。